

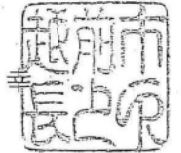


越前市告示第21号

令和2年3月越前市議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年2月13日

越前市長 奈良 俊



- 1 日 時 令和2年2月20日 午前10時
- 2 場 所 越前市議会議場

議案第 15 号

越前市監査委員条例及び越前市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

越前市監査委員条例及び越前市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 20 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

越前市監査委員条例及び越前市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(越前市監査委員条例の一部改正)

第 1 条 越前市監査委員条例（平成 17 年越前市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 243 条の 2 第 3 項」を「第 243 条の 2 の 2 第 3 項」に改める。

(越前市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 越前市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（平成 17 年越前市条例第 228 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 243 条の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 16 号

越前市職員定数条例の一部改正について

越前市職員定数条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 20 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

越前市職員定数条例の一部を改正する条例

越前市職員定数条例（平成 17 年越前市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「臨時の職の者」の次に「及び非常勤の職の者」を加える。

第 2 条第 1 号中「475 人」を「459 人」に改め、同条第 7 号中「21 人」を「37 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 17 号

越前市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正  
について

越前市公の施設に係る指定管理者の指定等に関する条例の一部を改正する条例  
を次のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 20 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

越前市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改  
正する条例

越前市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年  
越前市条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、「当該公共的団体」の次に  
「又は当該認定計画提出者」を加え、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に  
次の 1 項を加える。

2 市長等は、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条の 6 第 1 項に規定  
する認定計画提出者に同法第 5 条の 2 第 2 項第 5 号の特定公園施設の管理を行  
わせようとするときは、第 2 条の規定による募集によらず、当該認定計画提出  
者を当該特定公園施設の指定管理者の候補者として選定することができる。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 18 号

越前市国民健康保険税条例の一部改正について

越前市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 20 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

越前市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

越前市国民健康保険税条例（平成 18 年越前市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「100 分の 6.3」を「100 分の 6.7」に改める。

第 7 条中「100 分の 2.2」を「100 分の 2.6」に改める。

第 8 条中「当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に 100 分の 3.5 を乗じて算定する」を「零とする」に改める。

第 9 条中「6,000 円」を「10,000 円」に改める。

第 12 条中「介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に 100 分の 3.5 を乗じて算定する」を「零とする」に改める。

第 13 条中「9,000 円」を「11,000 円」に改める。

第 26 条第 1 号ウ中「4,200 円」を「7,000 円」に改め、同号オ中「6,300 円」を「7,700 円」に改め、同条第 2 号ウ中「3,000 円」を「5,000 円」に改め、同号オ中「4,500 円」を「5,500 円」に改め、同条第 3 号ウ中「1,200 円」を「2,000 円」に改め、同号オ中「1,800 円」を「2,200 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の越前市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 19 号

越前市みんなの心をつなぐ手話言語条例の制定について  
越前市みんなの心をつなぐ手話言語条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 20 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

越前市みんなの心をつなぐ手話言語条例

ろう者とは、聴覚障がい者のうち、社会生活において手話を母語とする者又は手話を獲得しようとする者を指し、ろう者はものごとを考えたり、気持ちを伝えたりするときに手話を使って、思考と意思疎通を行います。手話とは、音声言語である日本語と異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語です。手話は、ろう者が生きる上で必要かつ大切な言語です。

しかし、手話が言語として社会的に認められない期間が長く続きました。そのことで、ろう者は、社会から排除され、不当な差別も受けてきました。ろう者による当事者の権利を守る運動を経て、ようやく、国連においては障害者の権利に関する条約で手話は言語であると明確になり、日本でも障害者基本法において手話は言語であると位置づけられました。しかしながら、身近な暮らしの中では、手話を言語として認識されない場面がいまだ見られます。ろう者とろう者以外の者の間に生まれる情報取得における障壁が、必然とろう者を孤立させてしまうのです。

情報取得における障壁を取り除くには、手話が言語であることへの理解や認識を広めていくことが大切です。また、手話が特別なことではないことが実感できるよう、生まれた時から手話に触れる環境を整えていくことが大切です。

ここに、言語である手話を広めることで、思いやりの心をもってお互いの気持ちを理解し、越前市民が安心して生活できる越前市を目指していくために条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は障害者の権利に関する条約第2条及び障害者基本法（昭和45年法律第84号）第3条第3項において手話が言語であると位置づけられたことを踏まえ、手話は言語であるとの認識に基づき、手話への理解の促進及び手話の普及に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民、ろう者及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もってろう者とろう者以外の者が相互に理解し、ろう者が安心して生活できる地域共生社会を実現することを目的とします。

(基本理念)

第2条 手話への理解の促進及び手話の普及は、ろう者が手話でコミュニケーションを図る権利を有することを前提として、ろう者とろう者以外の者が相互に人格と個性を尊重することを基本として行われなければなりません。

(市の責務)

第3条 市は、手話への理解の促進及び手話の普及を図り、手話を使いやすい環境の整備をするために必要な施策を推進します。

2 前項の場合において、市は、関係団体等を支援し、及び協力して推進するものとします。

(市民の役割)

第4条 市民は、地域社会で共に暮らす一人として、手話への理解を深め、手話でコミュニケーションを図ることにより、ろう者とろう者以外の者が共に暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めます。

(ろう者の役割)

第5条 ろう者は、手話に関する市の施策に協力するとともに、手話の意義及び基本理念に対する市民の理解の促進及び手話の普及に努めます。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、ろう者が利用しやすい環境に配慮し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めます。

(基本推進方針)

第7条 市は、あらかじめ、ろう者及び手話に関わる者の意見を聴取し、手話へ



の理解の促進及び手話の普及のために基本推進方針を策定します。

2 市は、基本推進方針と市が別に定める他の計画との整合性を図るものとします。

3 基本推進方針においては、次の事項を定めるものとします。

(1) 子どもから大人まで手話への理解の促進及び手話の普及を図るための施策に関すること。

(2) 手話による情報取得及び手話を使いやすい環境づくりに関すること。

(3) 手話による意思疎通支援に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(施策の推進)

第8条 市は、基本推進方針に基づき施策を定め、これを総合的かつ計画的に実施するものとします。

2 市は、施策の実施状況について検証を行い必要な見直しを行うものとし、ろう者、手話に関わる者その他の関係者の意見を反映させるための会議を開催します。

3 前項の会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

(財政措置)

第9条 市は、手話に関する施策を積極的に推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

(検討)

第10条 市は、この条例の施行後、ろう者、関係者及び関係団体より施策について要望があった場合には、必要に応じて、施策の施行状況について調査を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとします。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行します。

議案第 20 号

越前市子ども医療費の助成に関する条例等の一部改正について

越前市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり  
制定する。

令和 2 年 2 月 20 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

越前市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

(越前市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正)

第 1 条 越前市子ども医療費の助成に関する条例 (平成 17 年越前市条例第 11  
4 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「満 15 歳」を「満 18 歳」に改める。

第 4 条中「保護者」の次に「(助成対象者が婚姻により成年に達したものとみ  
なされる者である場合には、当該助成対象者)」を加える。

(越前市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例の一部改正)

第 2 条 越前市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例 (平成 17 年越前市  
条例第 115 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条中「その配偶者」を「助成対象者と生計を同一にする配偶者」に改め  
る。

第 6 条中「交付期日から交付期日後」を「申請のあった日の属する月の翌月  
1 日から同日後」に改める。

第 10 条第 2 項中「満 15 歳」を「満 18 歳」に改める。

(越前市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正)

第 3 条 越前市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例 (平成 17 年越前市条  
例第 116 号) の一部を次のように改正する。

第 13 条第 2 項中「満 15 歳」を「満 18 歳」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 1 0 月 1 日から施行する。

### (準備行為)

- 2 この条例による改正後の越前市子ども医療費の助成に関する条例第 5 条第 1 項の規定による申請及び同条第 2 項の規定による当該申請に係る審査及び受給者証の交付の適否の決定、この条例による改正後の越前市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例第 5 条第 1 項の規定による申請及び同条第 2 項の規定による当該申請に係る審査及び受給者証の交付の適否の決定並びにこの条例による改正後の越前市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例第 6 条第 1 項の規定による申請及び同条第 2 項の規定による当該申請に係る審査及び受給者証の交付の適否の決定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、越前市子ども医療費の助成に関する条例第 5 条、越前市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例第 5 条及び越前市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例第 6 条の規定の例により行うことができる。

### (経過措置)

- 3 この条例による改正後の越前市子ども医療費の助成に関する条例、この条例による改正後の越前市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例及びこの条例による改正後の越前市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後に医療機関において受ける療養に係る助成について適用し、施行日前に医療機関において受けた療養に係る助成については、なお従前の例による。

議案第 2 1 号

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正  
について

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 2 0 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 1 7 年越前市条例第 4 4 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中第 1 4 号を削り、第 1 5 号を第 1 4 号とし、第 1 6 号から第 1 9 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同表第 2 0 号中「第 2 2 号」を「第 2 1 号」に改め、同号を同表第 1 9 号とし、同表第 2 1 号から第 3 0 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 22 号

越前市特別会計条例の廃止について

越前市特別会計条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 20 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

越前市特別会計条例を廃止する条例

越前市特別会計条例（平成 17 年越前市条例第 55 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 越前市産業団地造成特別会計の令和元年度の収入及び支出並びに決算については、なお従前の例による。
- 3 越前市産業団地造成特別会計に属する資産及び債権債務並びに出納閉鎖後の歳計剰余金は、その出納の完結の際、越前市一般会計に帰属するものとする。

議案第 23 号

越前市都市公園条例の一部改正について

越前市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 20 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

越前市都市公園条例の一部を改正する条例

越前市都市公園条例（平成 17 年越前市条例第 176 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条に次の 2 項を加える。

- 2 市長は、前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において適当と認めるときは、この条例の規定中「使用料」を「利用料金」と読み替え、利用料金を指定管理者の収入として収受させることができる。
- 3 前項の場合において、指定管理者は、市長の承認を受け、別表に定める金額の範囲内で利用料金を定め、これを変更することができる。

別表第 2 第 1 項第 2 号の表中

「

ランニングコース	一般	1 回につき	100 円
	高校生以下		50 円

を

」

「

ランニングコース	一般	1 回につき	100 円
	高校生以下		50 円
	月間利用	1 月につき	一般 500 円（高校生以下 100 円）

に

		3月につき	一般1,000円（高校生以下200円）
		6月につき	一般1,500円（高校生以下300円）

」

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の規定による改正後の越前市都市公園条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和2年4月1日から適用し、同年3月31日までの使用料については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 新条例の規定による総合体育館ランニングコースの使用及び使用料の徴収に係る必要な手続その他の行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第 24 号

越前市水道事業給水条例の一部改正について

越前市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 20 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

越前市水道事業給水条例の一部を改正する条例

越前市水道事業給水条例（平成 17 年越前市条例第 230 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条の 3 中「第 4 条」を「第 5 条」に改める。

第 10 条の 4 中「令第 6 条」を「令第 7 条」に改める。

第 35 条の 2 中「申請しようとする者」の次に「又は法第 25 条の 3 の 2 の規定により法第 16 条の 2 第 1 項の規定による更新を行なおうとする者」を加える。

第 39 条中「令第 5 条」を「令第 6 条」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。



議案第 25 号

工事の請負契約について

庁舎前ひろば（外構）整備工事を次のとおり契約するものとする。

令和 2 年 2 月 20 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

- |   |        |                                |
|---|--------|--------------------------------|
| 1 | 契約の目的  | 庁舎前ひろば（外構）整備工事                 |
| 2 | 契約の方法  | 制限付き一般競争入札による契約                |
| 3 | 契約金額   | 233,640,000円                   |
| 4 | 契約の相手方 | 株式会社キヨエイビルド・株式会社高野組特定建設工事共同企業体 |

代表者 越前市新町第8号6番地

株式会社キヨエイビルド

議案第 26 号

工事の請負契約について

庁舎前ひろば（大屋根）整備工事を次のとおり契約するものとする。

令和 2 年 2 月 20 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

- |   |        |                                |
|---|--------|--------------------------------|
| 1 | 契約の目的  | 庁舎前ひろば（大屋根）整備工事                |
| 2 | 契約の方法  | 制限付き一般競争入札による契約                |
| 3 | 契約金額   | 214,720,000円                   |
| 4 | 契約の相手方 | 株式会社ササキ工業・株式会社竹内工務店特定建設工事共同企業体 |

代表者 越前市矢船町第1号2番地の3

株式会社ササキ工業

議案第 27 号

市道路線の認定及び変更について

次のとおり市道の路線を認定し、及び変更する。

令和 2 年 2 月 20 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

1 認定する路線

路線名	起 点	終 点	延長(m)
市道第1807号線	行松町11字2番先	あおば町6番先	2,470.0
市道第3815号線	上太田町13字11番2先	新町2字19番2先	730.0
市道第4540号線	平林町10字12番6先	平林町11字4番先	140.0

2 変更する路線

路線名		起 点	終 点	延長(m)
市道第3801号線	前	塚原町52字12番5先	余田町43字7番2先	7,957.2
	後	上太田町13字12番1先	余田町43字7番2先	3,300.0
市道第4060号線	前	平林町10字7番2先	平林町12字11番先	398.0
	後	西谷町1字3番3先	平林町12字11番先	590.0
市道第4251号線	前	平林町6字1番1先	平林町7字8番3先	201.0
	後	平林町6字1番1先	庄田町3字1番1先	244.0
市道第4261号線	前	西谷町2字4番先	西谷町7字9番4先	324.7
	後	西谷町2字4番先	西谷町7字7番3先	226.0
市道第5249号線	前	西谷町5字4番先	西谷町8字2番1先	298.0
	後	西谷町5字4番先	西谷町8字3番1先	204.0

## 議案第 29 号

越前市議会会議規則の一部改正について

越前市議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

令和 2 年 3 月 19 日提出

越前市議会

議会運営委員会委員長 川 崎 俊 之

越前市議会会議規則の一部を改正する規則

越前市議会会議規則（平成 17 年越前市議会会議規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 69 条を次のように改める。

（電子表決システム等による表決）

第 69 条 議長が表決をとろうとするときは、電子表決システムにより、問題を可とする者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 電子表決システムにより表決をとろうとするときは、問題を可とする者は賛成のボタンを押すものとする。この場合において、採決の確定の宣告がなされたときは、賛成のボタンを押していない者の賛否は、否とみなす。

3 議長が必要と認めるときは、第 1 項及び第 75 条ただし書の規定にかかわらず、議長は、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告することができる。この場合において、採決の確定がなされたときは、起立をしていない者の賛否は、否とみなす。

4 前項の場合において議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員 3 人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

第 75 条中「起立の方法で」を「第 69 条第 1 項に定める電子表決システムによる方法で」に改める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第30号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 越前市武生柳町5番1号

氏 名 品 川 満

昭和33年8月14日 生

令和2年3月19日提出

越前市長 奈良俊幸

議案第 3 1 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 越前市菖蒲谷町第 1 0 号 9 番地

氏 名 重 屋 志啓盛

昭和 2 8 年 3 月 1 0 日 生

令和 2 年 3 月 1 9 日 提出

越前市長 奈 良 俊 幸

議案第 3 2 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 越前市中平吹町第 7 8 号 1 0 番地

氏 名 井 上 伸 子

昭和 2 9 年 9 月 2 8 日 生

令和 2 年 3 月 1 9 日 提出

越前市長 奈 良 俊 幸



議案第 33 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 越前市北町第 69 号 7 番地の 6

氏 名 平 岡 正 実

昭和 32 年 6 月 12 日 生

令和 2 年 3 月 19 日 提出

越前市長 奈良 俊 幸